

山梨県公報

第二千七百九十四号

平成三十年

五月二十八日

月 曜 日

目次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………二四三

○換地計画の決定……………二四四

公 告

○一般競争入札について……………二四四

○随意契約の相手方の決定について……………二四五

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二四六

○土地改良区役員の退任及び就任……………二四六

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………二四七

○換地処分の実施……………二四七

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二四八

教育委員会

○平成三十一年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………二四八

告 示

山梨県告示第百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）、西桂町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生活防止基盤整備事業（白州地区北原工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年五月二十九日から同年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所

公 告

四 審査請求期間 平成三十年六月二十六日から同年七月十日まで

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 グループウェアシステム機器等
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け

た者を除く。)

- 5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年六月二十二日(金)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成三十年六月十二日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年七月十一日(水)午後一時三十分

- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に平成三十年七月十日(火)午後五時までに到着するように送付すること。

- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二

十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語

- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有

- 5 前払金の有無 無

- 6 契約書作成の要否 要

- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

- 8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三三―一四一九)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Equipment for groupware system 1 set

- 2 Date and time for tender: 1:30 PM July 11, 2018

- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブ

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
 - (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額 六千五百八十三万九千四百十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当）。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東（北エリア） 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 平成三十年一月十一日
- 四 意見の概要
 - 1 混雑時における警備員等の配置
 - 2 騒音対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター
 六 縦覧期間 この公告の日から平成三十年六月二十八日まで

● 土地改良区役員の内任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	飯野健彦	甲府市小曲町千二百六十八番地	平成三十年三月三十一日
	藤田求武	甲府市小曲町千二百七十三番地	同
	鈴木正仁	甲府市小曲町千二百八十五番地一	同
	鈴木明彦	甲府市小曲町千二百九十四番地	同
	清水正	甲府市小曲町三百六十五番地一	同
	石原慶一	甲府市小曲町千二百五十七番地	同
	窪田包久	甲府市小曲町六十四番地	同
	荒井濱雄	甲府市上曾根町二千四百二十四番地	同

同	同	監事	同
久保嶋宇内	竹之内一徳	市村太麻雄	三神源治
地一 甲府市下今井町七百八十一番	地 甲府市下今井町七百七十四番	地一 甲府市上今井町二千四百十番	地 甲府市西下條町七百五十三番
同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	藤田求武	甲府市小曲町千二百七十三番地	平成三十年四月二十六日
同	石原勉	甲府市小曲町千二百六十九番地	同
同	鈴木正仁	甲府市小曲町千二百八十五番地一	同
同	桑原信夫	甲府市小曲町千二百九十三番地	同
同	窪田隆夫	甲府市小曲町千二百八十番地	同
同	石原英次	甲府市小曲町千二百五十五番地二	同

同	同	同	同	同	同
荒井濱雄	竹之内一徳	増田隆	市村太麻雄	三神源治	井出優子
甲府市上曾根町二千四百二十四番地	地 甲府市下今井町七百七十四番	甲府市小曲町百二十一番地二	一 甲府市上今井町二千四百十番地	甲府市西下條町七百五十三番地	甲府市小曲町千二百六十番地
同	同	同	同	同	同

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（中丸地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年六月二十二日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年七月九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年八月二十一日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（川浦工区）の換地処分を平成三十年五月十

四日実施した。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 後 藤 齋
 一から四百六十六の三まで、四百六十九の一、四百六十九の三、四百七十一、四百七十三の一、四百七十三の三、四百七十五の一から四百七十五の十一まで、四百八十七の一から四百八十七の三まで、四百八十八の一、四百八十九の一及び四百九十九の三、道並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市旭町上條中割四百七十三番地 社会福祉法人あさひ会 理事 山本信

教育委員会

● 平成三十一年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成三十一年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

なお、本基本事項中、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程については、山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校の各課程をいう。

また、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

平成三十年五月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校 すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

- 1 普通科については、募集定員の四〇％以内
- 2 理数科、英語科、文理科、英語理数科、探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇％以内
- 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内
- 4 総合学科については、募集定員の五〇％以内

三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を平成三十一年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間 平成三十一年一月十八日（金）（二括受付）、同月二十一日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（火）の午前九時から正午まで

六 検査

- 1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。
- 2 検査期日 平成三十一年一月三十一日（木）及び二月一日（金）

七 選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、平成三十一年二月八日（金）に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

II 全日制の課程における後期募集

一 募集人員 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格 後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成三十一年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成三十一年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成三十一年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成三十一年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科
・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 平成三十一年二月十九日（火）（二括受付）、同月二十日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（木）の午前九時から正午まで

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日 平成三十一年三月五日（火）

3 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

1 対象者 インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 平成三十一年三月九日（土）

七 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

八 入学許可予定者の発表 平成三十一年三月十三日（水）

九 全日制の課程における再募集

一 実施校 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。

3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科

- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 平成三十一年三月十三日（水）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（金）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日 平成三十一年三月十八日（月）

六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 平成三十一年三月二十日（水）

IV 定時制の課程における入学者選抜

一 募集人員 募集人員は別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 平成三十一年二月十九日（火）（二括受付）、同月二十日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（木）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日 平成三十一年三月五日（火）及び同月六日（水）

4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

1 対象者 インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者

2 検査方法 学力検査・面接を実施する。学力検査の検査教科、配点及び検査時間は、定時制募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 平成三十一年三月九日（土）

七 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 平成三十一年三月十三日（水）

V 定時制の課程における再募集

一 実施校 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 平成三十一年三月十八日（月）、同月十九日（火）、同月二十日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（金）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日 平成三十一年三月二十五日（月）

六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 平成三十一年三月二十七日（水）

VI 通信制の課程における入学者選抜

七 入学許可予定者の発表 平成三十一年三月二十七日（水）

- 一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科
- 二 募集人員 募集人員は別に定める。
- 三 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。
- 四 出願の制限
 - 1 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。
 - 2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。
- 五 出願期間
 - 第一期 平成三十一年三月十二日（火）、同月十四日（木）及び同月十五日（金）の午前九時から午後四時まで
 - 第二期 平成三十一年三月二十二日（金）、同月二十六日（火）及び同月二十八日（木）の午前九時から午後四時まで
- 六 検査
 - 1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。
 - 2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。
 - 第一期 出願期間の出願者を対象とする第一期検査 平成三十一年三月十八日（月）
 - 第二期 出願期間の出願者を対象とする第二期検査 平成三十一年三月二十九日（金）
- 七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については平成三十一年三月二十日（水）付けで、第二期検査受検者については平成三十一年四月四日（木）付けで通知する。
- VII 実施要項 詳細については、別に定める「平成三十一年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番